

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第53号
令和6年3月26日
警察庁交通局交通規制課長

エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）

エスコートゾーンの設置については、「エスコートゾーンの設置に関する指針の制定について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第60号）（以下「旧通達」という。）に基づき推進されてきたところであるが、横断歩道を利用する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるため、別添のとおり「エスコートゾーンの設置に関する指針」を新たに定めたので、今後各都道府県警察にあっては本指針に基づき整備を行い、横断歩道における視覚障害者の一層の安全確保に努められたい。

なお、旧通達については廃止する。

エスコートゾーンの設置に関する指針

1 目的

この指針は、道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列（以下「エスコートゾーン」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

次の場所に優先的に設置する。

- (1) 視覚障害者の利用頻度が高い施設（駅、役所、視覚障害者団体等が在る施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障害者スポーツセンター等の社会福祉施設等）の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道
- (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業の実施要領について（通達）」（令和3年2月26日付け警察庁丁規発第27号ほか）における主要な生活関連経路に係る横断歩道

3 設置方法

設置方法に関する基準は、次のとおりとする（図1参照）。

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとすること。

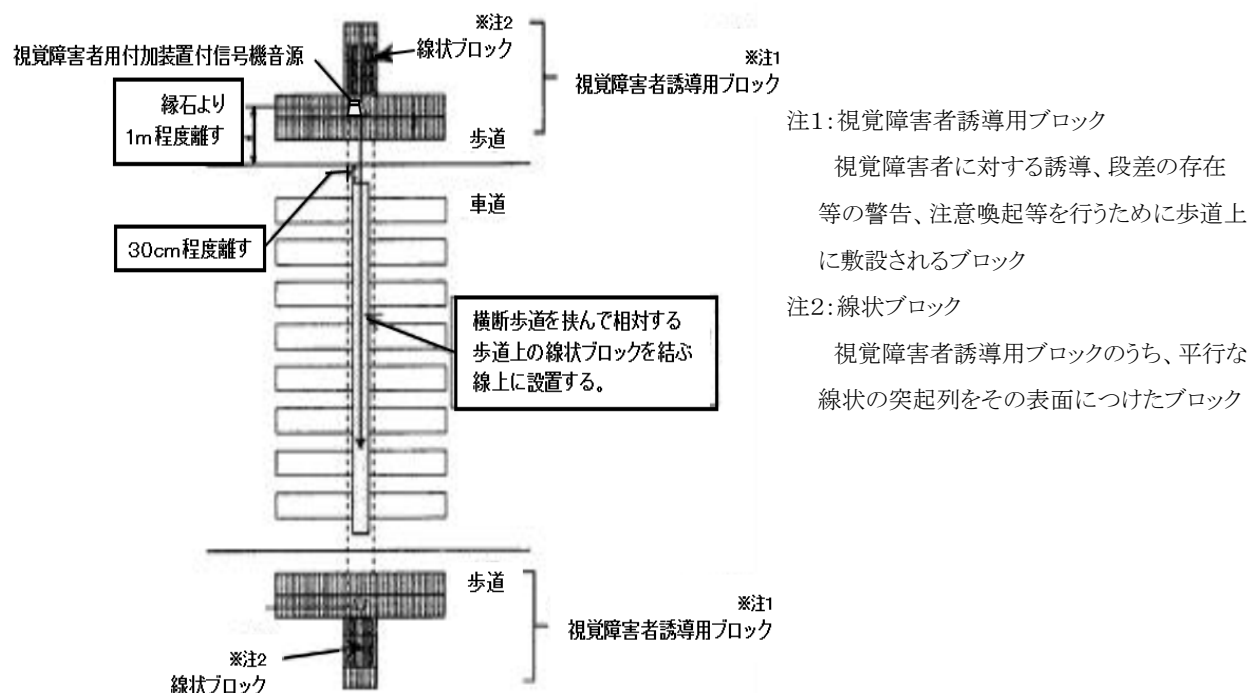


図1 エスコートゾーン設置図

4 構造

構造は、次のとおりとする（図2参照）。

(1) 構成

突起体と基底面で構成し、突起体の配列は点状横線の両端にそれぞれ点状縦線を
一列配置する。

(2) 突起体の材質

突起体は、耐摩耗性の高い材質とする。

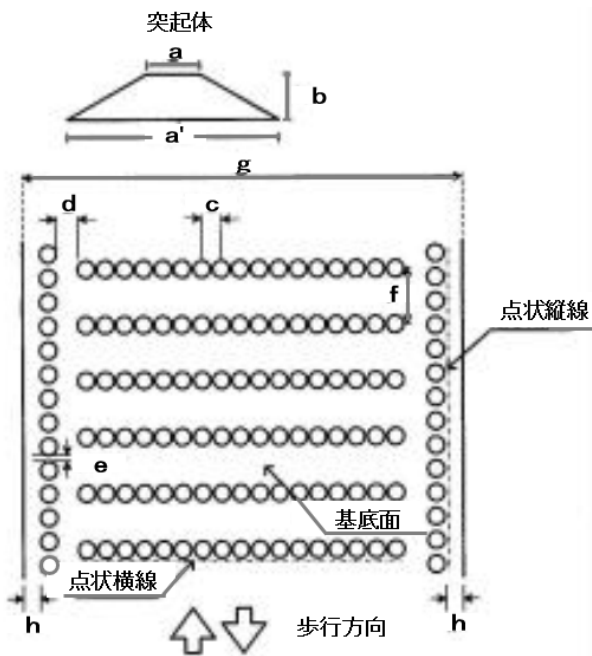
(3) 色彩

色彩は、横断歩道と同じとする。

(4) すべり抵抗

すべり抵抗は、設置される路面と同程度とする。

(単位:mm)



記号	項目	寸法	許容
a	上面径	6	+1.0
a'	底面径	23	
b	高さ	5	
c	点状横線を構成する突起体の突起中心間距離	26	±1.0
d	点状横線と点状縦線の突起間距離	30	
e	点状縦線を構成する突起体の突起間距離	8	
f	点状横線列相互の突起中心間距離	75	—
g	エスコートゾーン幅	450又は600	
h	エスコートゾーンの縁と点状縦線の距離	12 ～ 24	—

図2 エスコートゾーン構造図

5 留意事項

- (1) エスコートゾーンは、「法定外表示等の設置指針について（通達）」（令和5年3月17日付け警察庁丁規発第24号）の1に位置付けられるものである。
- (2) エスコートゾーンを挟んで相対する歩道上の線状ブロックは、エスコートゾーンの線の延長上に設置するなど、道路管理者と十分な調整を行うこと。
- (3) 視覚障害者用付加装置と併用する場合は、エスコートゾーンの設置位置と視覚障害者用付加装置の音源位置を、できる限り整合させること。
- (4) スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しないこと。
- (5) 突起体の消失、摩耗、変形等が、視覚障害者による検知を困難にすることを認識し、適切な維持管理に努めること。